

関税法施行規則及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）（第一条関係）</p> <p>（書式）</p> <p>第一条の四 法及び関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号。以下「令」という。）の規定により作成する書面のうち、次の表の上欄に掲げるものの様式及び作成の方法は、それぞれ同表の下欄に掲げる書式に定めるところによる。</p> <p>（省略）</p> <p>法第九条の四（納付の手続）の納付書、法第七十七条第四項（郵便物の関税の納付等）の納付書又は法第七十七条の三第一項（日本郵便株式会社による関税の納付等）の納付書</p> <p>（省略）</p>	<p>関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）（第一条関係）</p> <p>（書式）</p> <p>第一条の四 法及び関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号。以下「令」という。）の規定により作成する書面のうち、次の表の上欄に掲げるものの様式及び作成の方法は、それぞれ同表の下欄に掲げる書式に定めるところによる。</p> <p>同上</p> <p>法第九条の四（納付の手続）の納付書、法第七十七条第四項（郵便物の関税の納付等）の納付書又は法第七十七条の三第一項（郵便事業株式会社による関税の納付等）の納付書</p> <p>同上</p>
<p>（日本郵便株式会社の納付受託の手続）</p> <p>第九条の三 日本郵便株式会社は、法第七十七条の二第一項（郵便物に係る関税の納付委託）の規定により関税を納付しようとする者の委託（以下この条において「納付の委託」という。）に基づき当該関税の額に相当する金銭の交付を受けたときは、これを受領し、当該関税を納付しようとする者に、払込金受領証を交付しなければならない。</p> <p>2 日本郵便株式会社は、納付の委託を受けた関税に係る払込取扱票を、その納付受託郵便物（令第六十八条の三第一項（帳簿の記</p>	<p>（郵便事業株式会社の納付受託の手続）</p> <p>第九条の三 郵便事業株式会社は、法第七十七条の二第一項（郵便物に係る関税の納付委託）の規定により関税を納付しようとする者の委託（以下この条において「納付の委託」という。）に基づき当該関税の額に相当する金銭の交付を受けたときは、これを受領し、当該関税を納付しようとする者に、払込金受領証を交付しなければならない。</p> <p>2 郵便事業株式会社は、納付の委託を受けた関税に係る払込取扱票を、その納付受託郵便物（令第六十八条の三第一項（帳簿の記</p>

載事項等)に規定する納付受託郵便物をいう。次条において同じ。
。の関税の額に相当する金銭の交付を受けた日の翌日から三年間保存しなければならない。

(日本郵便株式会社)の報告

第九条の四 日本郵便株式会社は、法第七十七条の三第二項(日本郵便株式会社による関税の納付等)の規定により、納付受託郵便物ごとに次に掲げる事項を税関長に報告しなければならない。

一〜四 (省 略)

載事項等)に規定する納付受託郵便物をいう。次条において同じ。
。の関税の額に相当する金銭の交付を受けた日の翌日から三年間保存しなければならない。

(郵便事業株式会社)の報告

第九条の四 郵便事業株式会社は、法第七十七条の三第二項(郵便事業株式会社による関税の納付等)の規定により、納付受託郵便物ごとに次に掲げる事項を税関長に報告しなければならない。

一〜四 同 上

改 正 案

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行規則（平成十九年財務省令第五十一号）（第二条関係）

（納付書の書式）

第一条 次の各号に掲げる納付書の様式及び作成の方法は、当該各号に定める納付書の書式に定めるところに準ずるものとする。

一 （省 略）

二 法第七条第六項において準用する関税法第七十七条の三第一項

（日本郵便株式会社による関税の納付等）の納付書 同法第七十七条の三第一項の納付書

（日本郵便株式会社の納付手続等）

第二条 関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）第九条

の三（日本郵便株式会社の納付受託の手続）の規定は、日本郵便株式

式社が法第七条第四項又は第五項の規定により内国消費税（法第

二条第一号に規定する内国消費税をいう。）を納付しようとする者

の委託に基づき当該内国消費税の額に相当する金銭の交付を受けた

場合について準用する。この場合において、同規則第九条の三第一

項中「法第七十七条の二第一項（郵便物に係る関税の納付委託）」

とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七

条第四項又は第五項（郵便物の内国消費税の納付等）」と、同条第

二項中「令第六十八条の三第一項」とあるのは「輸入品に対する内

国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第

六条の二第二項（日本郵便株式会社による内国消費税の納付に係る

現 行

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行規則（平成十九年財務省令第五十一号）（第二条関係）

（納付書の書式）

第一条 次の各号に掲げる納付書の様式及び作成の方法は、当該各号に定める納付書の書式に定めるところに準ずるものとする。

一 同 上

二 法第七条第六項において準用する関税法第七十七条の三第一項

（郵便事業株式会社による関税の納付等）の納付書 同法第七十七条の三第一項の納付書

（郵便事業株式会社の納付手続等）

第二条 関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）第九条

の三（郵便事業株式会社の納付受託の手続）の規定は、郵便事業株

式社が法第七条第四項又は第五項の規定により内国消費税（法第

二条第一号に規定する内国消費税をいう。）を納付しようとする者

の委託に基づき当該内国消費税の額に相当する金銭の交付を受けた

場合について準用する。この場合において、同規則第九条の三第一

項中「法第七十七条の二第一項（郵便物に係る関税の納付委託）」

とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七

条第四項又は第五項（郵便物の内国消費税の納付等）」と、同条第

二項中「令第六十八条の三第一項」とあるのは「輸入品に対する内

国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第

六条の二第二項（郵便事業株式会社による内国消費税の納付に係る

納付期日等)において準用する令第六十八条の三第一項」と読み替えるものとする。

(日本郵便株式会社の報告)

第三条 関税法施行規則第九条の四(日本郵便株式会社の報告)の規定は、日本郵便株式会社が法第七条第六項において準用する関税法第七十七条の三第二項(日本郵便株式会社による関税の納付等)の規定により税関長に報告する場合について準用する。この場合において、同規則第九条の四中「法第七十七条の三第二項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第六項(郵便物の内国消費税の納付等)において準用する法第七十七条の三第二項」と、「ごとに」とあるのは「ごとに、かつ、内国消費税の税目ごとに」と、「法第七十七条第一項(郵便物の関税の納付等)」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第一項」と読み替えるものとする。

(帳簿の記載事項)

第四条 関税法施行規則第九条の五(帳簿の記載事項)の規定は、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令(昭和三十年政令第百号。以下「令」という。)第六条の二第二項において準用する関税法施行令(昭和二十九年政令第百五十号)第六十八条の三第一項(帳簿の記載事項等)に規定する財務省令で定めるものについて準用する。この場合において、同規則第九条の五中「令第六十八条の三第一項第一号」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第六条の二第二項(日本郵便株式会社による内国消費税の納付に係る納付期日等)において準用する令第六十八条の三第一項第一号」と、「法第七十七条第一項(郵便物の関税の納付等)」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に

納付期日等)において準用する令第六十八条の三第一項」と読み替えるものとする。

(郵便事業株式会社の報告)

第三条 関税法施行規則第九条の四(郵便事業株式会社の報告)の規定は、郵便事業株式会社が法第七条第六項において準用する関税法第七十七条の三第二項(郵便事業株式会社による関税の納付等)の規定により税関長に報告する場合について準用する。この場合において、同規則第九条の四中「法第七十七条の三第二項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第六項(郵便物の内国消費税の納付等)において準用する法第七十七条の三第二項」と、「ごとに」とあるのは「ごとに、かつ、内国消費税の税目ごとに」と、「法第七十七条第一項(郵便物の関税の納付等)」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第一項」と読み替えるものとする。

(帳簿の記載事項)

第四条 関税法施行規則第九条の五(帳簿の記載事項)の規定は、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令(昭和三十年政令第百号。以下「令」という。)第六条の二第二項において準用する関税法施行令(昭和二十九年政令第百五十号)第六十八条の三第一項(帳簿の記載事項等)に規定する財務省令で定めるものについて準用する。この場合において、同規則第九条の五中「令第六十八条の三第一項第一号」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第六条の二第二項(郵便事業株式会社による内国消費税の納付に係る納付期日等)において準用する令第六十八条の三第一項第一号」と、「法第七十七条第一項(郵便物の関税の納付等)」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に

関する法律第七条第一項（郵便物の内国消費税の納付等）」と読み替えるものとする。

関する法律第七条第一項（郵便物の内国消費税の納付等）」と読み替えるものとする。